

議会運営委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 令和2年1月23日（木）から24日（金）
- 2 視察地 三重県四日市市 人口31万1,683人(令和2年2月1日現在)
愛知県北名古屋市 人口8万6,306人(令和2年2月1日現在)
- 3 出席委員 日高英城、湯沢美恵、今関公美、松島修一、
島野和夫、滝瀬光一、保角美代、大嶋達巳
- 4 視察事項 四日市市議会
議会改革について
北名古屋市議会
議会改革について

以上の視察事項について、順次報告いたします。

はじめに四日市市議会の視察概要について、報告いたします。

1 四日市市議会の概要

議員数は、条例定数34人、現員数34人です。委員会の構成は、総務常任委員会8人、教育民生常任委員会9人、産業生活常任委員会9人、都市・環境常任委員会8人、予算常任委員会33人、決算常任委員会31人の6常任委員会となっています。特別委員会については、新総合計画調査特別委員会12人、議会運営委員会は11人となっています。

2 議会改革について

四日市市議会では、議会改革として、通年議会の導入など議会の活性化や、議会報の充実など議会の透明化に力を注いでいます。

議会の透明化に関しては、広報活動の一環として、本会議のテレビ放送について、地元のケーブルテレビで生中継を行い、さらに後日インターネットでも録画配信しています。委員会については、平成25年6月定例会月議会からUstream（ユーストリーム）で生中継及び録画配信、平成30

年8月からは、YouTube（ユーチューブ）で生中継及び録画配信しています。加えて、平成28年4月からは、Facebook（フェイスブック）を活用した情報発信にも積極的に取り組んでいます。

次に、広聴活動の取組の一つ目として、平成16年度に市議会モニターを設置しました。この制度は、議会運営等に関し、市民からの要望等の意見を広く聴取し、議会運営に反映させ、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的としています。現在、52人に市議会モニターを委嘱しており、選考方法については、団体からの推薦と一般公募で行っています。

このうち団体推薦については、市内各地区にある市民センターの館長に、当該地区の人口に応じ各1から2名の推薦を依頼するとともに、私立四日市大学に学生5名程度の推薦を依頼しています。なお、一般公募については、10人程度を広報紙等において募集しています。

市議会モニターの職務としては、①会議を傍聴し、会議運営に関する意見を文書により提出すること。②市広報紙及び市ホームページに関する意見を文書により提出すること。③議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答することの3項目です。報酬については、支給していませんが、年度末に記念品として図書カードを贈呈しています。

また、任期は1年ですが、継続の意向がある場合は、さらに1年を限度として再任可能とし、任期は最長2年としています。

市議会モニターの意見等から、議会改革に至った具体的な成果としては、議会だよりを縦書きから横書きに変えたことや、傍聴の受付手続の際に氏名の記入を省略し、傍聴券の配布のみとしたこと等が挙げられます。

広聴活動の取組の二つ目として、市民との意見交換の場として議会報告会を開催しています。そこでは、各定例月議会でどのような議論がな

されたかを報告する「議会報告会」と、テーマに沿って市民と意見交換を行う「シティ・ミーティング」の二本立てで実施をしています。

議会報告会は、常任委員会ごとに異なる会場で、地域的に重ならないように配慮し、実施していますが、参加者の減少や固定化、開催時間を平日の夜間に実施しているため、60歳以上の男性が多く、若者や女性が少ないという課題から、現在その対策として、土・日曜日、祝日の開催や、ショッピングセンターでの開催を実験的に行っています。

今後も、議会基本条例の基本方針の三本柱である、「市民との情報共有」「市民参加の推進」「議員間討議の活性化」について、積極的に取り組むことで、さらなる議会改革を目指したいとのことでした。

次に北名古屋市議会の視察概要について報告いたします。

1 北名古屋市議会の概要

議員数は、条例定数21人、現員数21人です。委員会の構成は、総務常任委員会7人、福祉教育常任委員会7人、建設常任委員会7人、予算決算常任委員会21人の4常任委員会となっています。特別委員会については、鉄道連続立体交差事業等検討特別委員会21人、議会運営委員会は10人となっています。

2 議会改革について

北名古屋市は、平成18年3月20日に旧師勝町と旧西春町が合併した際、互いの異なる議会運営方針を主張したことから、議員相互の共通認識と理解を深めること、そして地方分権時代にふさわしい改革と活性化を図ることを目的として、平成19年12月に議会基本条例を制定し、議会改革を推進してきました。

議会の透明化に関しては、広報活動の一環として、平成25年第3回定

例会より、本会議、常任委員会及び特別委員会をインターネットで録画配信を行っています。

また、広聴活動としては、平成20年度に市議会モニターを設置しました。この制度は、議会を傍聴してもらい、議会基本条例の主旨に即した議会運営や議会活動がなされているか、市議会に対する意見等を聴取し、市民ニーズを反映した議会運営を図ることを目標としています。現在、10人に市議会モニターを委嘱しており、選考方法については、団体からの推薦と一般公募で行っています。このうち団体推薦については、体育協会、文化協会からそれぞれ3名の推薦を依頼するとともに、私立名古屋芸術大学の学生2名の推薦を依頼しています。なお、一般公募については、ホームページや議会だよりで募集し、市議会モニター選考会を経て決定しています。

市議会モニターの職務は、①本会議や委員会を傍聴し、議会運営の見聞を広めること。②議会運営についての意見等を文書で提出すること。③議会が行うアンケート等に回答すること。④モニター会議に出席し意見交換を行うことの4項目です。定例会の会期中の本会議、常任委員会、特別委員会のいずれか1回以上を傍聴してもらうこととしており、報酬については、1定例会あたり1,500円、1臨時会及びモニター会議1回あたり500円を謝礼として支給しています。

任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げないとしています。

市議会モニターの意見等から、議会改革に至った具体的な成果としては、議場傍聴席へのスピーカーの設置、委員会及び特別委員会の傍聴席の増設、本会議及び委員会の資料の貸出し、委員会及び特別委員会に傍聴専用の机を設置したことなどが挙げられます。

なお、議会報告会については、平成24年から26年まで実施してしまし

たが、参加者の固定化と市政への意見が多いという理由から、現在は休止中とのことです

今後も議会運営に関して、不断の検証や協議を行い、議会改革を推進していきたいとのことでした。

以上、報告いたします。

本委員会は、このたびの行政視察の資料分析を進めるとともに、さらに他市の取組の状況を収集し、議長から諮問された事項の他、市民に開かれた議会としての議会改革に向けて取り組んでまいります。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付してありますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

令和2年2月25日

議会運営委員会委員長 大 嶋 達 巳

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様